

中小企業庁説明資料

2024年 6月13日

中小企業庁 金融課

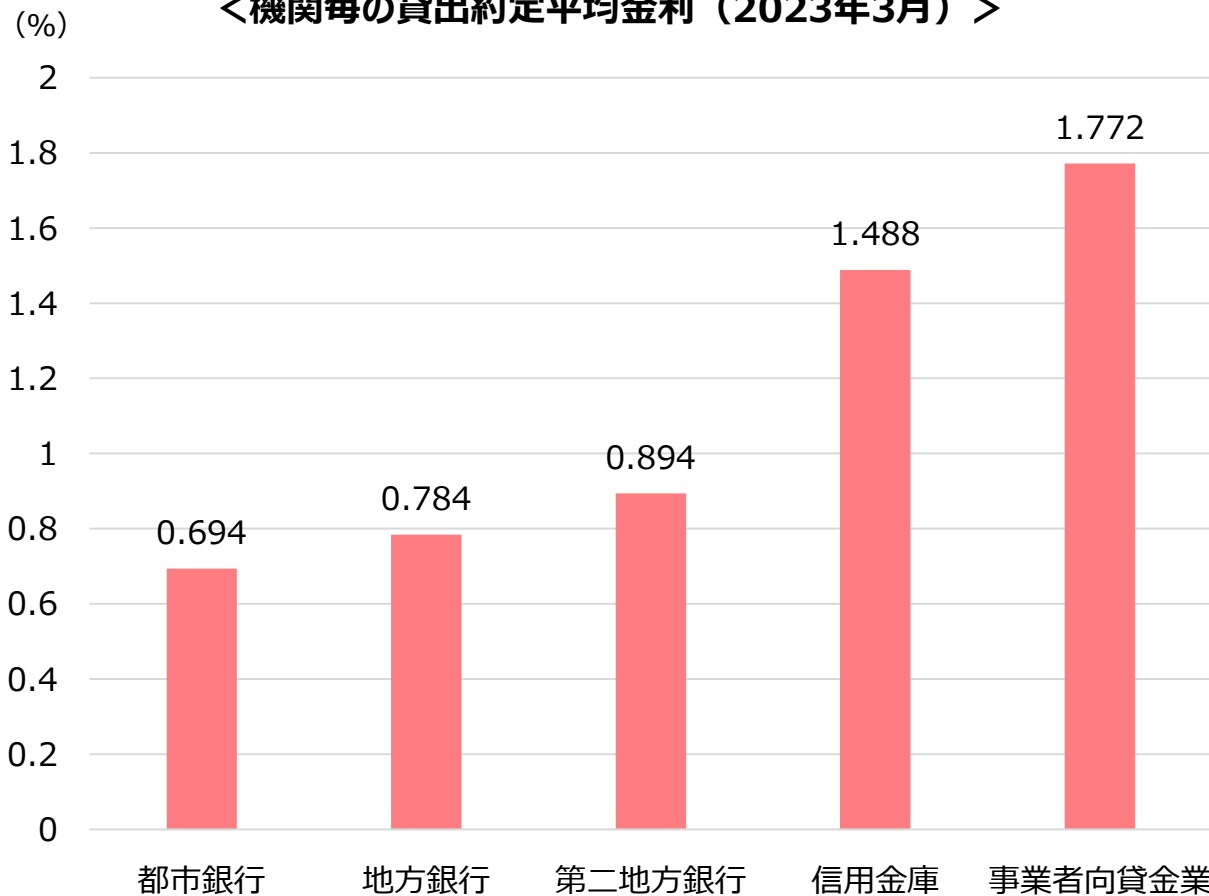
前回WGでの御指摘事項に対する回答

1. 貸付を行う業種を信用保険の対象外とする理由

- ① 中小企業が信用保証付融資で資金調達するコストは「**金融機関からの借入金利**」（都道府県が制度融資を創設して通常金利よりも引下げ）**＋「信用保証料」**。
- ② 仮に、貸付を行う事業者（貸金業者）を信用保険の対象とした場合、貸金業者から資金調達を行う中小企業のコストは、「**当該貸金業者からの（通常の）借入金利**」（金融機関からの借入金利より高い、2頁参照）**＋「当該貸金業者の資金調達コスト」（金融機関からの調達金利＋信用保証料）**。そのため、**貸金業者から借入の方が中小企業のコストは、より高くなる**ことが想定。なお、貸金業者からの借入は、都道府県の制度融資の対象外。
- ③ 金融機関から信用保証付融資を受けられる仕組みがある中、**コスト高の融資を政策的に促進**することは、政策として適切とは言えない。
- ④ また、「高コストであっても、中小企業の資金調達の選択肢の幅を広げることは適切ではないか」との指摘もあり得るが、**信用保証付融資であっても金融機関から資金調達できない中小企業は、業況が厳しいことが想定**される。このような中小企業が、貸金業者から高コストの資金調達を行うことは、**より多くの債務を負わせ、早期の事業再生の機会を奪うことにもなりかねない**。
- ⑤ なお、一定程度の貸金業者は、資金調達に関する問題に直面（3頁参照）していることから、**信用保険を活用した資金調達ニーズがある可能性は否定できない**。
- ⑥ しかしながら、**一部の中小貸金業者の事業資金の融通を円滑化**することで、逆に、**金融機関から中小企業者に対する事業資金の円滑な融通が阻害**されたり、あるいは、**過大な債務を負わせることで、早期の事業再生の機会を奪う**ことで、「**中小企業の振興**」に反しかねないことから、**中小企業信用保険法の対象から貸金業を除外**している。
- ⑦ なお、2023年改正時には、金融庁からも、貸付けを行う業種について「**預金取扱金融機関が対象業種に含まれていないところ、同じく信用供与を行っており、最終的な資金の借り手となる中小企業者にとって資金調達コストが上昇することが想定される**」との考えが示されており、対象業種として要望いただいていない。

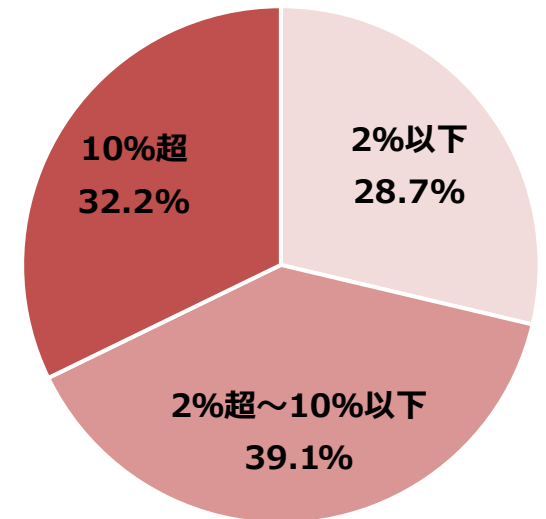
(参考) 貸出約定平均金利

＜機関毎の貸出約定平均金利（2023年3月）＞



＜事業者向貸金業における貸出金利＞

※事業者数ベース



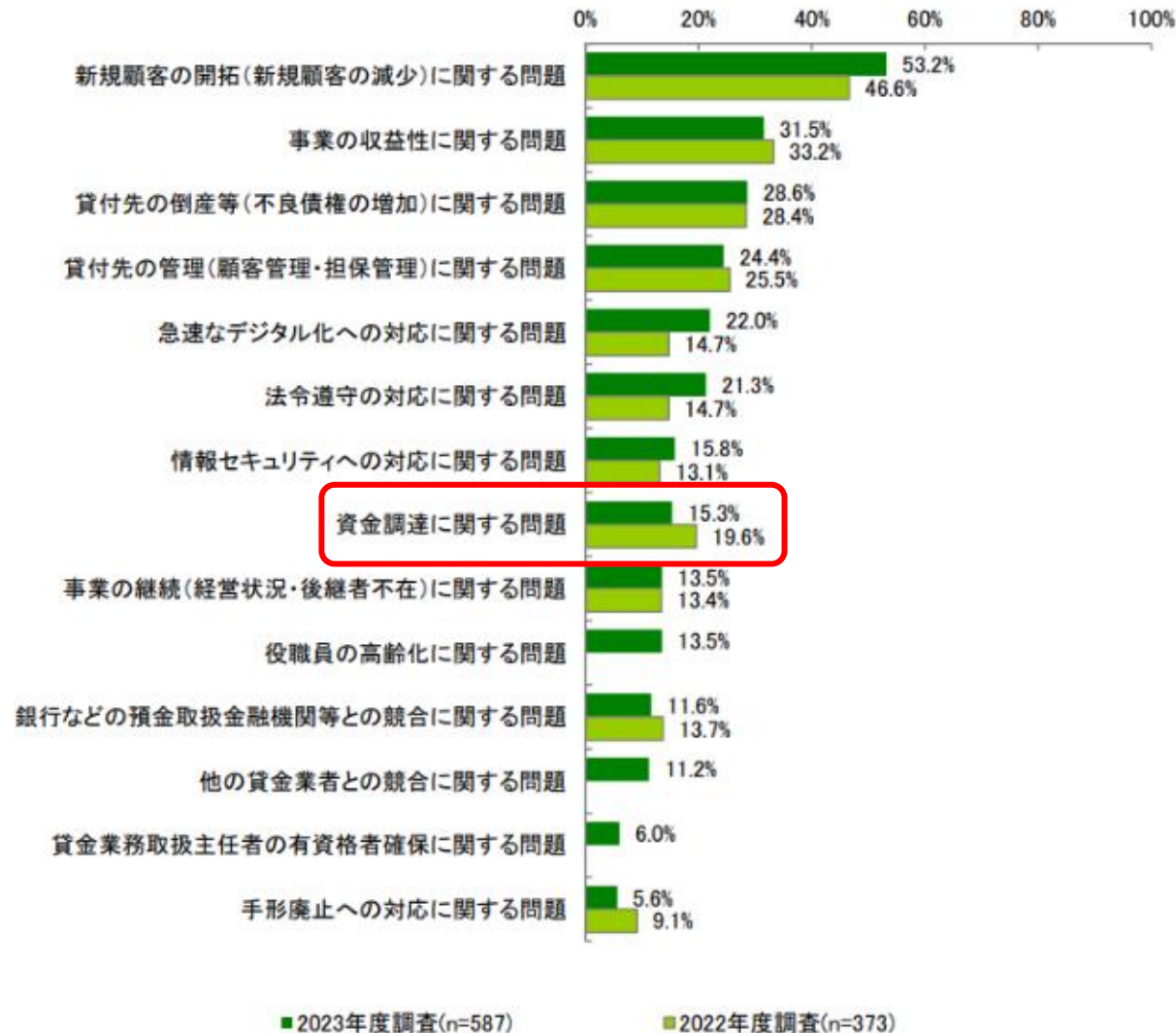
(※) 2023年3月末貸付残高に占める貸付金利

(※1) 都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫については、ストックベースの総合（短期・長期・当貸）の金利

(※2) 事業者向貸金業については、平均約定金利

(参考) 貸付における問題・課題

- 日本貸金業協会による貸金業者への調査では、**資金調達に関する問題が15.3%**となっている。



2. 信用保険において、金融・保険業をネガティブリスト方式とした場合の課題

- ① 信用保証協会においては、**他の業種・業態と異なる特殊な慣習等があることにより保証審査の過程で留意点を有する業種・業態**については、**審査上の留意点に係る内規を作成**。

(例)

- ・ 建設業：単発受注かつ工事内容も多種多様で、金額の多寡にかかわらず工事完了まで経費を立て替えることが多い業界特有の事情を踏まえ、売上の入金までの期間が長期に渡る可能性を前提に審査する必要あり。
- ・ ソフトウェア業：人月ベースの派遣型にとどまる中小企業と、請負型を取れる企業の間で、二極化が進む中で、派遣型については過去の開発実績に加え、スキルの高いエンジニアが在籍しており、その定着率も高いかどうかも含めて、請負型については（建設業と同様に）売上の入金までに期間が長期に渡るといった観点を踏まえて審査する必要あり。

- ② 同様に、昨年の政令改正により、一部の金融・保険業を対象に追加した際には、**資金使途が貸金を行う事業でないこと等を確認する必要があること、特殊な事情がある場合があること等**を踏まえて、**同業種に関する内規を作成**。

(例)

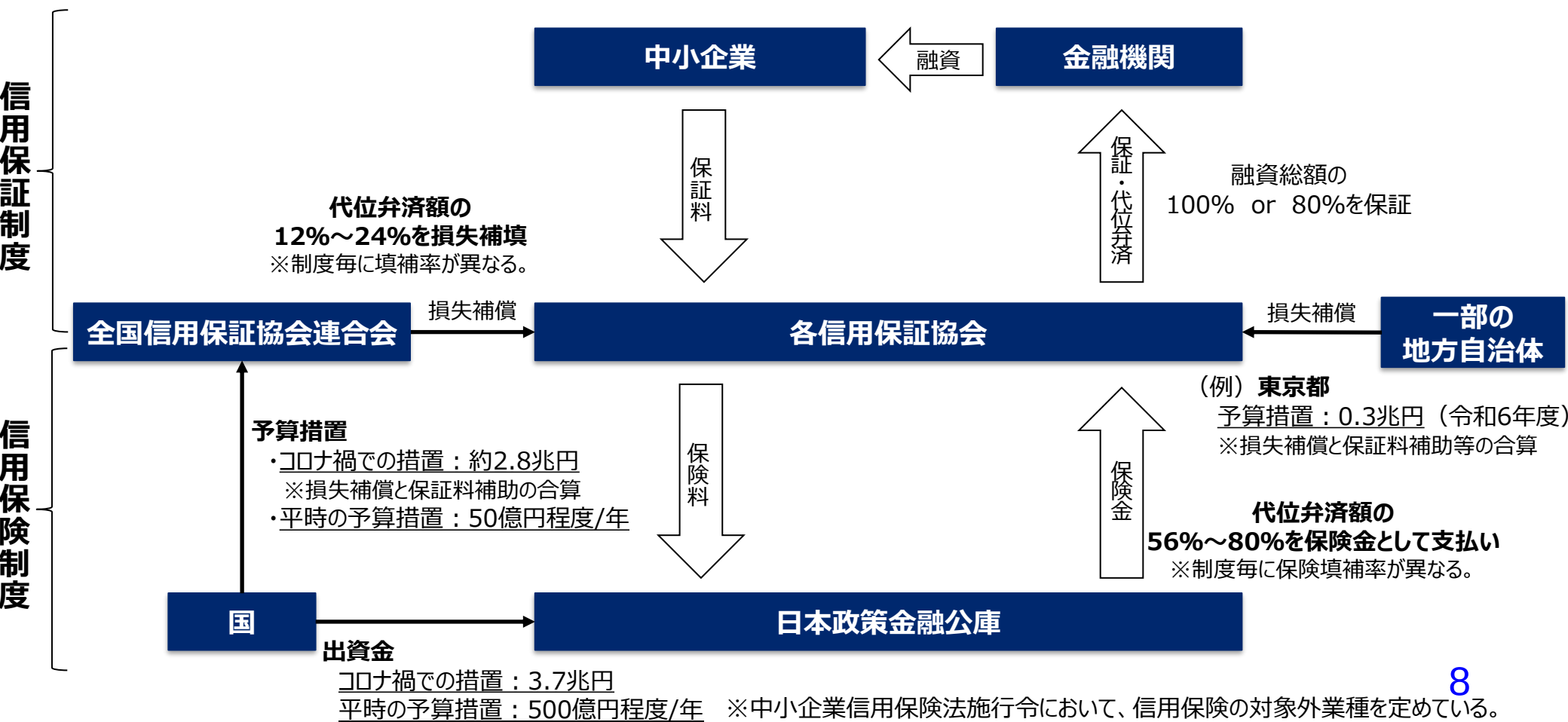
- ・ （昨年対象に追加された）クレジットカード業者であっても、貸金業法上の登録を受けてキャッシング業務を行う場合、当該キャッシング業務に係る資金は対象外のため、事業を兼業している場合、経費を区分経理していることを確認する必要あり。
- ・ 市場が成熟していない業種（例：昨年追加された資金移動業）は、移動額の総量を売上に計上する事業者と、手数料のみを売上に計上する事業者が存在するなど、売上の計上方法が同一業種内でも統一されていないため、科目の仕訳方が適切であるかを確認する必要あり。

2. 信用保険において、金融・保険業をネガティブリスト方式とした場合の課題

- ③ 金融・保険業全体をネガティブリスト方式とした場合、信用保証協会は、対象となり得る業種全てを抽出して、特殊な慣習等があるかどうかを踏まえた上で、審査上の留意点に係る内規を作成することになるが、対象業種の抽出が困難であることに加え、**信用保証協会は、金融・保険業の審査経験が乏しいことから、内規作成は相当の困難が伴う**ことが想定される（実際、多くの信用保証協会から、そうした声が届いている。）。
- ④ また、昨年度対象業種に追加された「**金融・保険業**」の**平均保証承諾額は約6000万円**であり、「**金融・保険業以外の業種**」の**平均保証承諾額約1600万円**を大きく上回る（※）。このため、金融・保険業を幅広く対象とした場合、追加の予算措置（信用保険、国・都道府県の損失補償）が必要と考えられるものの、**ネガティブリスト方式とした場合、どの程度の利用拡大が見込まれるか試算が困難**。
（※）2023年8月～2024年3月末の期間における保証承諾から算出
- ⑤ 以上を踏まえ、**まずは、国家戦略特区の仕組みを活用**し、信用保険制度ではなく、信用保証制度において、金融・保険業のネガティブリスト方式を**試行的に実施**してはどうか。

(参考) 信用補完制度の概要

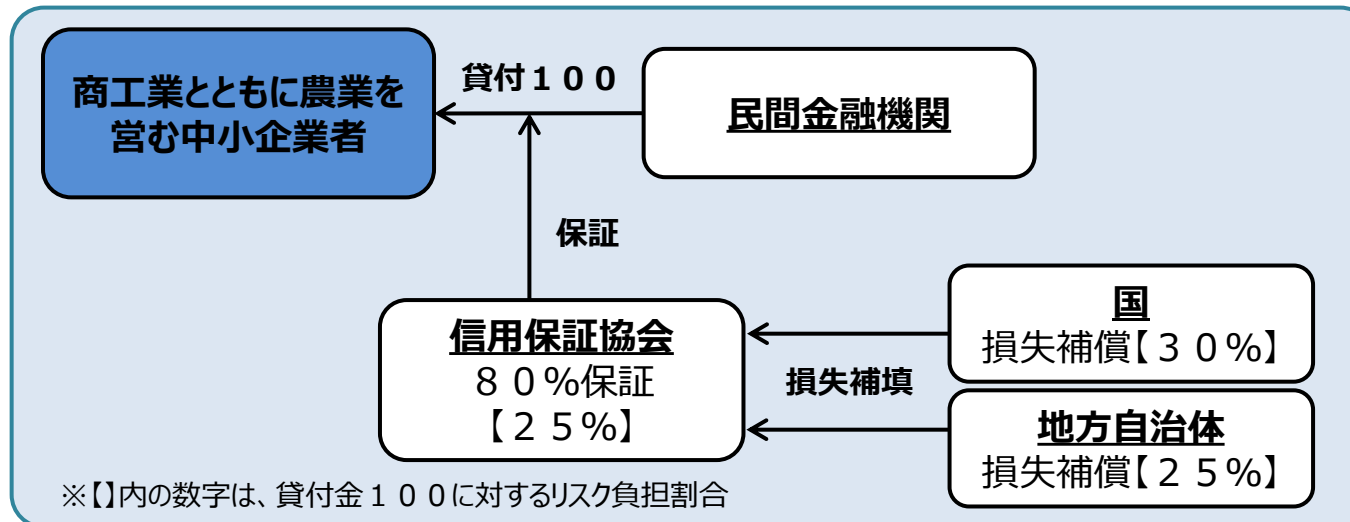
- ① 全国に51ある信用保証協会が、中小企業による**民間金融機関からの借入れに対して「信用保証」を付与**することで、資金調達をサポート。
- ② 万一、何らかの事情で中小企業が返済ができなくなった場合には、当該中小企業に代わって信用保証協会が債務を弁済（代位弁済）。一部、国や自治体からの損失補填あり。
- ③ 「**代位弁済額**」の一部を日本政策金融公庫が**保険金支払により補填**（信用保険）。



(参考) 国家戦略特別区域農業保証制度の概要

- 特別区域：新潟県新潟市、兵庫県養父市、愛知県全域
- 保証対象者：（１）商工業とともに農業を営む中小企業者
（２）商工業とともに農業を営む農事組合法人又は個人 ※農業生産法人を含む
- 対象資金：商工業とともに営む農業の実施に必要な事業資金（商工業の実施に必要な事業資金と混在する資金を含む。）とする。
- 保証限度額：2.8億円（原則として無担保保証は、0.8億円以内）
- 保証割合：80%（部分保証）
- 保証料率：融資金額の0.8%（保証金額の1.0%）
- 保証期間：運転資金10年以内、設備資金15年以内（据置期間2年以内）
- 制度開始：2014年6月より制度開始、その後2019年から「農業ビジネス保証制度」として全国展開

【スキーム・負担割合】



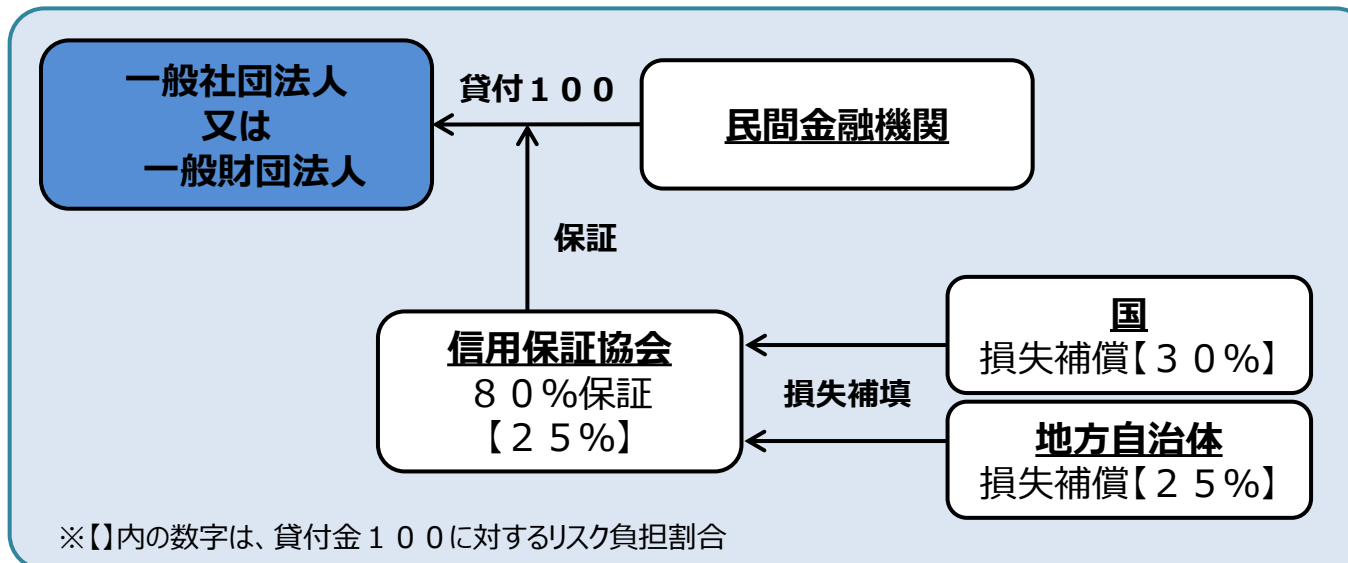
【特区における実績】

2023年度：5件 0.9億円
2022年度：5件 0.8億円
2021年度：3件 0.3億円
2020年度：3件 0.7億円
2019年度：13件 1.1億円

(参考) 国家戦略特別区域一般社団法人等保証制度の概要

- 特別区域：宮城県仙台市
- 保証対象者：（１）社会的課題（保健・福祉・医療、子どもの健全育成、まちづくり、環境等）を解決するために活動する一般社団法人等。 かつ、
（２）主たる事務所が特区の区域内に所在すること。※仙台市による認定が必要。
- 対象資金：事業資金
- 保証限度額：2.8億円（原則として無担保保証は、0.8億円以内）
- 保証割合：80%（部分保証）
- 保証料率：融資金額の1.15%（保証金額の1.4375%）
- 保証期間：運転資金7年以内、設備資金10年以内（据置期間1年以内）
- 制度開始：2017年8月～

【スキーム・負担割合】



【実績】

2023年度：10件 1.1億円
2022年度：8件 0.6億円
2021年度：6件 0.6億円
2020年度：13件 1.3億円
2019年度：14件 1.0億円

3. 中小企業信用保険法における金融・保険業の変遷 (1/2)

- 2023年改正においては、業所管省庁から、①**資金ニーズ**、②**業種の外延**が示された業種を須く追加。
- 中小企業庁としても、**どの業種において、新たに対象とするニーズがあるのか**把握したい。
- なお、**暗号資産交換業のような数年後に規制される業種もあり**、こうした事業者がネガティブリスト方式では自動的に対象となるため、**支援が必要なところを都度判断のうえ、追加していく現行方式に合理性がある**。

日本標準産業分類	事業者例	～2023.7	2023.8～	備考
62 銀行業				
中央銀行 銀行	日本銀行、都市銀行、地方銀行、外国銀行	×	×	貸付け
63 協同組織金融業				
中小企業等金融業 農林水産金融業	信用金庫、信用組合、労働金庫、農協、漁協	×	×	非中小企業
64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関				
貸金業				
消費者向け貸金業	消費者向け貸金業者	×	×	貸付け
事業者向け貸金業	事業者向け貸金業者	×	×	貸付け
質屋	質屋	×	×	貸付け
クレジットカード業、割賦金融業				
クレジットカード業		×	○	
割賦金融業		×	○	
その他の非預金信用機関				
政府関係金融機関	日本政策金融公庫 等	×	×	非中小企業
住宅専門金融業	住宅金融業者、住宅無尽会社	×	×	貸付け
証券金融業	日本証券金融株式会社	×	×	貸付け
他に分類されない非預金信用機関	ファクタリング業者、特定目的会社	×	×	
65 金融商品取引業、商品先物取引業				
金融商品取引業				
金融商品取引業		×	○	
投資助言・代理業		×	○	
投資運用業		×	○	
補助的金融商品取引業	証券保管振替機関、金融商品取引清算機関	×	×	非中小企業
商品先物取引業、商品投資顧問業				
商品先物取引業		×	○	
商品投資顧問業		×	○	
その他の商品先物取引業、商品投資顧問業		×	○	

3. 中小企業信用保険法における金融・保険業の変遷 (2/2)

日本標準分類		事業者例	～2023.7	2023.8～	備考
66 補助的金融業等					
補助的金融業、金融附帯業					
	短資業		×	×	貸付け
	手形交換所	電子交換所	×	×	全銀協
	両替業	外国為替両替業者	×	×	
	信用保証機関	信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会、 県農協保証センター、信用保証会社	×	×	非中小企業
	信用保証再保険機関	農林漁業信用基金、全国農協保証センター	×	×	非中小企業
	預・貯金等保険機関	預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、投資者 保護基金、保険契約者保護機構	×	×	非中小企業
	金融商品取引所	東京証券取引所、大阪取引所、名古屋証券取引所 等	×	×	
	商品取引所	東京商品取引所、堂島取引所	×	×	2社のみ
	その他の補助的金融業、金融附帯業	公共工事前払金保証会社、前払式支払手段発行者、債権 管理回収業者、整理回収機構、資金移動業者、資金清算 業者、電子決済等代行業者、暗号資産交換業者、電子債 権記録機関	×	前払式支払手段発行者、 資金移動業者	
信託業					
	運用型信託業	運用型信託会社、運用型外国信託会社	×	×	貸付け
	管理型信託業	管理型信託会社、管理型外国信託会社	×	×	貸付け
金融代理業					
	金融商品仲介業		×	○	
	信託契約代理業	信託契約の締結の代理・媒介を行う事業所	×	×	
	その他の金融代理業	銀行代理業者、信用金庫代理業者、信用協同組合代理業 者、労働金庫代理業者、農林中央金庫代理業者	×	×	
67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）					
	生命保険業	生命保険会社、かんぽ生命 等	×	×	貸付け
	損害保険業	損害保険会社、船主責任相互保険組合 等	×	×	貸付け
	共済事業、少額短期保険業	全国共済農業協同組合連合会、各種生活協同組合共済、 火災共済協同組合、全国共済水産業協同組合連合会	×	×	非中小企業
	保険媒介代理業		○	○	
	保険サービス業		○	○	

4. 現行方式（ポジティブリスト方式）において、業種追加に必要なとなる期間

- ① 2023年改正時は、パブリックコメント期間（1ヶ月）を含め、**3ヶ月で中小企業信用保険法施行令の改正作業（法制局審査）が終了**。
- ② なお、法制局審査に向けて、追加業種について、**業所管省庁から**、(a)「中小企業の振興」との中小企業信用保険法の法目的に沿う形での**資金ニーズがあること**、(b)その**業種の外延が客観的に規定できる**ことなどが示されることが必要。

（参考例）

- **補助的金融業・金融附帯業**については、**資金移動業者と前払式支払手段発行者**を対象に追加。こうした事業者については、業所管省庁との協議の中で、それぞれ、**金融機関とのシステム連携にかかる開発費**に加え、**システムエンジニア確保にかかる費用、クラウドサービスの利用料など相当程度の長期資金**といった資金ニーズがあることを把握。
- また、こうした業種については、**「資金決済に関する法律」に基づく登録**を受ける必要があることから、その業種の外延も客観的に確認できる。（なお、法律に規定のない業種であっても、例えば、林業の中の「素材生産業」については、林業事業者でないことを確認するために、山林を所有していないことを確認する。加えて、事業内容を確認するために、伐採の目的（請負契約書）などを確認する）

（※）素材生産業とは建築用の材料や木材チップ用の原木を切り出す作業をいう。

- このように、個々の業種について、上記（a）や（b）の観点を整理・議論。

- ③ また、政令に規定している業種が日本産業分類ベースであるため「対象業種が分かりにくい」との御指摘を踏まえ、中小企業庁HPに**具体例を記載**するなどにより改善も行う。